

副 本

平成29年（行ウ）第37号 損害賠償請求事件

原 告 千葉県市民オンブズマン連絡会議 外3名

被 告 千葉県知事 鈴木栄治

答 弁 書

平成29年 11 月 7 日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

〒101-0048

東京都千代田区神田司町2丁目2番12号

神田司町ビル6階

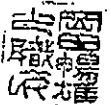
岡田・今西・山本法律事務所（送達場所）

電 話 03-3254-1666

F A X 03-3254-1670

被告訴訟代理人 弁護士

岡 田 暢 雄



同

山 本

正



被告指定代理人

木 村 洋 志



同

横 田 彰



被告指定代理人

谷 口 維 

同 石 橋 

同 青 柳 徹 

同 小 林 裕 

同 見 山 直 

同 砂 賀 一 英 

同 本 橋 俊 博 

同 竹 内 裕 

同 松 澤 佳 奈 

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする  
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 「第1 当事者について」について

(1) 同1について

第2文については認め、第1文については不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

(2) 同2について

認める。

(3) 同3について

否認ないし争う。

訴状別紙業者一覧表記載の事業者らに対する賠償金請求権について、被告が当該債権に係る債務の免除（地方自治法240条3項）を行った事実はない。

なお、訴状別紙業者一覧表のNo.15の「山和技研株式会社」は、正しくは「山和技建株式会社」である。

(4) 同4について

認める。

2 「第2 事実経緯について」について

(1) 同1について

ア 同(1)について

(ア) 同アについて

「土木一式工事」とあるのを「特定土木一式工事」と訂正した

上で、概ね認める。

なお、特定土木一式工事の定義については、排除措置命令書（平成26年（措）第3号）の別紙に記載のとおりである。

（イ）同イについて

「No. 14 株式会社八角工務店及びNo. 15 山和技研株式会社を除く15社は、他の違反者14社と共に（計29社）」とあるのを「No. 14 株式会社八角工務店を除く16社は、他の違反者13社と共に（計29社）」と、「舗装工事」とあるのを「特定舗装工事」と訂正した上で、概ね認める。

なお、特定舗装工事の定義については、排除措置命令書（平成26年（措）第4号）の別紙に記載のとおりである。

イ 同（2）について

（ア）同アについて

排除措置命令等の意味が不明確であり、認否できない。

なお、排除措置命令（平成26年（措）第3号）は、訴状別紙業者一覧表記載の17社を含む違反者27社に対してなされているが、課徴金納付命令は、当該17社を含む19社に対してなされている（別紙「公正取引委員会による処分」参照）。

（イ）同イについて

排除措置命令等の意味が不明確であり、認否できない。

なお、排除措置命令（平成26年（措）第4号）は、訴状別紙業者一覧表記載のNo. 14 株式会社八角工務店を除く16社とその他の違反者9社の計25社に対してなされているが、課徴金納付命令は、当該17社のうち9社とその他の違反者3社の計12社に対してなされている（別紙「公正取引委員会による処分」参照）。

## ウ 同(3)について

「9億7245万528円の違約金請求権を取得した」の部分は否認し、その余は認める。

千葉県は、平成26年8月1日に、本件事業者らに対し、9億7245万528円の賠償金請求を行ったものである。

## エ 同(4)について

第1文について、「本件違約金」の部分は否認する。

千葉県は、平成26年8月1日に、本件事業者らに対し、9億7245万528円の賠償金請求を行ったものである。

第1文のその余の部分は、概ね認める。

ただし、平成28年(ノ)第60号事件が申し立てられたのは、平成28年3月23日である。

第2文については否認する。

本件事業者らは、本件の賠償金につき、「相当な内容の調定を求める。」として本件調停事件を申し立てたものである。

## オ 同(5)について

「違約金」とある部分については否認し、その余は認める。

千葉県は、平成26年8月1日に、本件事業者らに対し、9億7245万528円の賠償金請求を行ったものである。

## カ 同(6)及び(7)について

認める。

## キ 同(8)について

争う。

## (2) 同2について

## ア 同(1)について

認める。

イ 同(2)について

原告らが監査結果の通知を受領した年月日については不知。その余は認める。

3 「第3 県知事鈴木に対する民事上の損害賠償請求権の発生」について

(1) 同1について

ア 同(1)アないしウについて

原告の指摘する裁判例が存在することは認め、その余は争う。

債権の一部放棄を含む本件調停和解は地方自治法240条3項を根拠に行ったものではない。本件調停和解は、地方自治法96条1項の規定に基づく権利の放棄(10号)及び調停(12号)に係る千葉県議会の議決を経て成立したものである。

イ 同(2)について

(ア) 同アについて

認める。

(イ) 同イ及びウについて

地方財政法4条の規定の存在は認めるが、その余は不知ないし争う。

(ウ) 同エについて

公認会計士がその得た資料に基づいて検証したことは認め、「違約金」とある部分については否認し、その余は争う。

なお、千葉県は、平成26年8月1日に、本件事業者らに対し、9億7245万528円の賠償金請求を行ったものである。

(エ) 同オについて

争う。

(オ) 同カについて

第1段落は、本件賠償金請求権が談合に起因して発生したことは認め、その余は争う。

第2段落は認める。

第3段落は不知。

第4段落及び第5段落は争う。

(カ) 同キについて

第2段落については不知。その余は争う。

(キ) 同クについて

争う。

(2) 同2について

ア 同(1)について

争う。

イ 同(2)について

争う。

本件調停和解は、諸般の事情を総合的に考慮して受け入れることとしたものである。

ウ 同(3)について

争う。

千葉県知事は諸般の事情を総合的に考慮し、調停案の内容を千葉県議会に諮り、議決を得た上で債権の一部放棄を含む調停に応じたものであり、賠償責任はない。

4 「第4 結語」について

争う。

請求は棄却されるべきである。

第3 被告の主張

追って主張する。

以上



公正取引委員会による処分（平成26年2月3日付け）

		特定土木一式工事		特定舗装工事		
		排除指図書命令	課徴金	排除指図書命令	課徴金	
1	古谷建設㈱	○	○	○	○	
2	庄司工業㈱	○	○	○	○	
3	鈴木土建㈱	○	○	○	○	
4	三枝建設㈱	○	○	○	○	
5	㈱丸二工務店	○	○	○	○	
6	佐瀬土建㈱	○	○	○	○	
7	㈱鈴木工務店	○	○	○	×	
8	佐久間土木㈱	○	○	○	○	現 東海建設
9	三和建設㈱	○	○	○	×	
10	吉岡建設㈱	○	○	○	○	
11	㈱行木工務店	○	○	○	○	
12	佐久間建設㈱	○	○	○	×	
13	㈱輪沢工務店	○	○	○	×	
14	㈱小松土建	○	○	○	○	
15	三総建設㈱	×	○	×	○	平成24年5月1日、株主総会の議決により解散し、事業活動の全部を取りやめている
16	中央建設㈱	○	○	○	×	
17	㈱八角工務店	○	○	対象外	対象外	
18	山和技建㈱	○	○	○	×	
19	㈱宣生工務店	○	○	○	×	
20	㈱青柳建設	○	×	対象外	対象外	
21	浅岡建設㈱	○	×	○	×	
22	石井建設㈱	○	×	対象外	対象外	
23	㈱共栄園緑化土木	○	×	○	×	
24	鈴栄建設工業㈱	○	×	対象外	対象外	
25	㈱鈴木興業	○	×	○	×	
26	總部建設㈱	○	×	○	×	
27	㈱丸間工業	○	×	○	×	
28	㈱和建興業	○	×	対象外	対象外	
29	杉田建設㈱	×	×	対象外	対象外	平成21年12月7日、破産手続開始決定により解散し、事業活動の全部を取りやめている
30	野村建設㈱	×	×	×	○	平成25年8月28日、破産手続開始決定により解散し、事業活動の全部を取りやめている
31	堀内建設㈱	×	×	×	×	平成25年8月31日、株主総会の議決により解散し、事業活動の全部を取りやめている
32	堀江建設工業㈱	×	×	×	×	平成22年2月9日、破産手続開始決定により解散し、事業活動の全部を取りやめている
33	㈱ダイカワ	対象外	対象外	○	×	
34	藤助建設㈱	対象外	対象外	○	×	
35	㈱宮野工務店	対象外	対象外	○	×	